

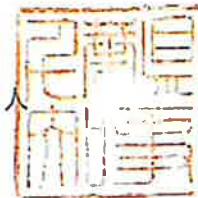
産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県市原市万田野 2 6 番地
氏 名 杉田建材株式会社
代表取締役 杉田 一夫

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人



許可の年月日 令和 7 年 11 月 4 日

許可の有効年月日 令和 14 年 8 月 6 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

焼却、破碎及び発酵による中間処理並びに埋立てによる最終処分

(2) 産業廃棄物の種類

ア 焼却による中間処理に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ロ) 廃酸（水銀含有ばいじん等を含み、水銀の回収義務があるものを除く。）、(ハ) 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含み、水銀の回収義務があるものを除く。）、(ニ) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(ホ) 紙くず、(ヘ) 木くず、(ヘ) 繊維くず、(ロ) 動植物性残さ、(コ) 動物系固形不要物、(サ) ゴムくず、(シ) 金属くず（自動車等破碎物を除く。）、(ス) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 破碎による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ロ) 木くず、(ハ) 繊維くず、(ニ) ゴムくず、(ホ) 金属くず（自動車等破碎物を除く。）、(ヘ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、(コ) がれき類（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 発酵による中間処理に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 紙くず、(ロ) 木くず、(ハ) 繊維くず、(ニ) 動植物性残さ（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(続 く)

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第 8 条の 4 (委託契約書に添付すべき書類) には該当しません。また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

複写不可
本朱印無きものは無効

(許可証の続き)

エ 埋立てによる最終処分に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（有害物質又は有機性の物質が混入し又は付着した固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要となったもの。以下同じ。）を除く。）、

(イ) ゴムくず、

(ロ) 金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装を除く。）、

(ハ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃プラウ管（側面部に限る。）、廃石膏ボード及び廃容器包装を除く。）、

(ニ) がれき類、

(ホ) 平成18年環境省告示第105号に定める産業廃棄物に適合するもの（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

（これらのうち、(ア)、(イ)、(ロ)については石綿含有産業廃棄物を含む。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

(1) 中間処理に係るもの

許可証別紙1、2及び3のとおり

(2) 最終処分に係るもの

許可証別紙4のとおり

3 許可の条件

(1) 中間処理に係るもの

許可証別紙5-(1)のとおり

(2) 最終処分に係るもの

許可証別紙5-(2)のとおり

4 許可の更新又は変更の状況

昭和60年6月12日 新規許可

令和7年7月3日 変更届（保管施設の変更）

令和7年9月25日 変更届（埋立地面積及び埋立容量の増加）

令和7年11月4日 更新許可（優良認定）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

複写不可
本朱印無きものは無効

許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設（中間処理に係るもの）

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
焼却施設 (施行令第7条第3号、 第5号、第8号、 第13号の2) (平成15年1月31日、 第14-1, 2, 3-1-115号)	汚泥 45.2 t/日 (1.883t/時×24時間) 廃油 68.3 t/日 (2.845t/時×24時間) 廃酸 38.5 t/日 (1.602t/時×24時間) 廃アルカリ 38.5 t/日 (1.602t/時×24時間) 廃プラスチック類 47.3 t/日 (1.97t/時×24時間) 紙くず 90.4 t/日 (3.767t/時×24時間) 木くず 90.4 t/日 (3.767t/時×24時間) 繊維くず 90.4 t/日 (3.767t/時×24時間) 動植物性残さ 45.2 t/日 (1.883t/時×24時間) 動物系固形不要物 45.2 t/日 (1.883t/時×24時間) ゴムくず 49.3 t/日 (2.054t/時×24時間) (平成16年5月12日)	1	千葉県市原市万田野 字中将塚 481番2、 481番4、 482番、 字大笹 479番3、 字谷留義 483番11、 483番13、 483番18 (市原サーマルセンター)
破碎施設 (施行令第7条第7号、 第8号の2) (平成14年11月20日、 第14-4, 5-1-112号)	廃プラスチック類 50.7 t/日 (6.34t/時×8時間) 紙くず 67.7 t/日 (8.46t/時×8時間) 木くず 67.7 t/日 (8.46t/時×8時間) 繊維くず 50.7 t/日 (6.34t/時×8時間) ゴムくず 101.5 t/日 (12.69t/時×8時間) 金属くず 84.6 t/日 (10.58t/時×8時間) ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 101.5 t/日 (12.69t/時×8時間) がれき類 169.2 t/日 (21.15t/時×8時間) (平成15年3月19日)	1	

(以下余白)

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

複写不可
本朱印無きものは無効

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設（中間処理に係るもの）

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
付 帯 施 設	ハイカロリーピット	121 m ² 853 m ³	1	千葉県市原市万田野 字中将塚 481番2、 481番4、 482番、 字大笹 479番3、 字谷留義 483番11、 483番13、 483番18 (市原サーマルセンター)
	スラッジピット	54 m ² 378 m ³	1	
	ミキシングピット	114 m ² 798 m ³	1	
	ローカロリーピット	129 m ² 903 m ³	1	
	灰 処 理 棟 (灰 貯 留 施 設)	1.4 m ² 1.5 m ³	4	
	廃酸の貯留タンク	50 m ³	1	
	廃液貯留タンク (廃アルカリ)	25 m ³	3	
	廃 油 の 貯 留 タ ン ク	15 m ³	1	
	破 碎 物 受 入 ヤード	140 m ² 351 m ³	1	
	破 碎 後 の 1 次 ヤード	45 m ² 98 m ³	1	
	ス ト ッ ク ヤード	80 m ³	1	
	リサイクル選別ヤード	20 m ³	1	
	燃 え 殻 選 別 ヤード	35 m ³	1	
	燃 え 殻 貯 留 ヤード 1	84 m ³	1	
	燃 え 殻 貯 留 ヤード 2	68 m ³	1	
	燃 え 殻 貯 留 ヤード 3	49 m ³	1	
	再資源化物ヤード	69 m ³	1	
	ばいじん貯留ヤード	65 m ³	1	
	処理後の水銀含有 ばいじん置き場	12 m ³	1	

(以下余白)

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

複写不可
本朱印無きものは無効

許可証別紙 3

事業の用に供する全ての施設（中間処理に係るもの）

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
前 処 理 施 設	発 酵 施 設	汚泥、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ 46.8 t/日 (平成18年4月11日)	1	千葉県市原市万田野 字上打行 750番6の一部、 750番12の一部、 750番15の一部、 757番6の一部、 757番7の一部、 763番12 (市原マテリアルセンター)
	粉 碎 施 設	動植物性残さ 20 t/日 (平成19年3月27日)	1	
	造 粒 施 設	汚泥、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ 3.2 t/日	1	
		汚泥、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ 4.96 m ³ /日	1	
	乾 燥 施 設			
処 理 後 物 保 管 場		637 m ² 1,296 m ³	1	

(以下余白)

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び
清掃に関する法律施工規則第8条の4(委託契約
書に添付すべき書類)には該当しません。また、
この許可証写しを使用した営業活動及びそれに
類する行為を禁じます。

複写不可
本朱印無きものは無効

許可番号 第 01240018681 号

許可証別紙 4

事業の用に供する全ての施設（最終処分に係るもの）

ア 種 類：産業廃棄物最終処分場（安定型）

イ 設置場所：市原市万田野字行合 409番の一部、410番、410番2、411番、
412番、413番、413番2、414番1、
415番1、415番2、416番1、417番、
418番1、418番2、
字竹之堀 429番1の一部、430番、431番、432番、
433番、434番、435番、435番2、
436番、437番、438番、439番、440番、
441番1の一部、441番2の一部、
441番3の一部、442番1、442番2、
442番3、443番、444番、445番、446番、
447番、448番、449番2、450番1の一部、
450番3の一部、451番の一部、452番の一部、
453番1の一部、453番3の一部、454番1、
455番1の一部、
字彦三谷 396番の一部、397番の一部、398番の一部、
403番1の一部、403番1地先、
404番1の一部、405番1、405番3、
字下之沢 419番1の一部、419番2、420番の一部、
421番、422番、422番2、423番、
424番、425番の一部、426番3の一部、
427番、428番、
字大笹 474番の一部、
字中将塚 481番1の一部、481番5の一部

ウ 許可年月日及び許可番号

：令和6年8月30日 2024-ロ-変-1

エ 設置年月日：令和7年9月17日

オ 埋立地面積： 164, 459m²

カ 埋立容量：5, 139, 468m³

(以下余白)

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び
清掃に関する法律施工規則第8条の4(委託契約
書に添付すべき書類)には該当しません。また、
この許可証写しを使用した営業活動及びそれに
類する行為を禁じます。

複写不可
本朱印無きものは無効

許可証別紙 5

(1) 許可の条件（中間処理に係るもの）

- ア 受け入れた産業廃棄物は必ず貯留ピット、貯留タンクに貯留若しくは受入ヤードに保管し、速やかに処理すること。
- イ 市原サーマルセンターの排水は、焼却炉の冷却水として使用し、公共用水域に放流しないこと。
- ウ 廃酸及び廃アルカリの受入れ等に当たっては、許可申請書に添付された廃液受入手順書のとおり実施し、引火性物質の混入や、廃液の反応に伴う引火性物質の発生がないよう管理を徹底すること。
- エ 市原マテリアルセンターにおいては、脱臭設備の維持管理を徹底することにより、悪臭の発散を防止し、敷地境界における臭気指数13以下とすること。

(2) 許可の条件（最終処分に係るもの）

- ア 産業廃棄物を最終処分施設に投入する場合は、衛生的かつ安全に留意して行うこと。
 - イ 最終処分場（付帯施設を含む。）について、故障、破損等事故が発生した時は、速やかに対応し、県にその状況を報告すること。
 - ウ 土堰堤の築造に当たっては、盛土材の性状を十分に把握し、適切な施工を行い、各期ごとに完成後、図面や資料等との適合を確認した上で、その結果を県に報告し、県の竣工検査を受けること。
 - エ 産業廃棄物の埋立ては、各期2層に分けて埋立てを行い、各層の埋立て厚さは2.0メートル以下とし、各層間に0.5メートルの中間覆土及び1.0メートル以上の最終覆土を行うこと。
 - オ 原則として午後5時から翌日の午前8時までの時間内には場内作業を行わないこと。
 - カ 廃棄物と接触した水が地下に浸透する構造であることを考慮し、最終処分場の周辺民家や隣地に地下水の水質悪化の影響が及ばないよう監視すること。監視に当たっては、地下水及び浸透水の観測井及び浸透水採取管を適正に配置し、維持管理規定に基づき水質検査を実施し、その結果を十分に活用するとともに長時間厳重な監視を行うこと。
 - キ 廃棄物の受入れに当たっては、廃棄物の性状確認や展開検査を徹底し、マニフェスト等に疑義がある場合には廃棄物の組成調査を行う等、維持管理規定を遵守するとともに、各管理記録を常時確認できるように整理管理すること。また、特に締固めに不向きなゴム状廃プラスチック類等に関しては、破碎されていること等、処分基準に適合していることの確認を徹底すること。
 - ク 斜面の管理に当たっては、防災計画を遵守し、斜面の変状、漏水について点検箇所を設定し、測定記録を保存・整理するとともに、異状が見られる場合には適切に対処すること。
- （以下余白）

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第8条の4（委託契約書に添付すべき書類）には該当しません。また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

複写不可
本朱印無きものは無効

